

兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第13号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（新産業課）	1
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	9
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	9
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	15

公布された法令のあらまし

- 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）**
産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正により、法人に対して課する事業税の不均一課税を受けることができる法人の範囲及び不動産取得税の不均一課税を受けることができる地区を拡大すること等に伴い、規則で定めることとされた事業税及び不動産取得税の不均一課税の要件を定める等所要の整備を行うこととした。
- 財務規則の一部を改正する規則（規則第31号）**
行政組織規則の一部改正により、県民局及び県民センターの組織が改められることに伴い、県民局及び県民センターの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）**
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第30号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

題名中「産業の集積」を「産業立地の促進」に改める。

第1条中「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」を「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に改める。

第2条の見出しを「(立地促進事業等)」に改め、同条第1項中「別表第1対象事業の欄」を「別表対象事業の欄」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第2条第3号ア」を「第2条第2号ア」に、「別表第1対象事業の欄」を「別表7の款対象事業の欄」に改め、「(同表2の款8の項及び7の款4の項に掲げるものを除く。)」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2条第4号ア」を「第2条第3号ア」に、「別表第1対象事業の欄」を「別表対象事業の欄」に改め、「(同表7の款2の項及び3の項に掲げるものを除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「第2条第7号」を「第2条第4号」に、「当該建築物」を「当該建築物」に、「の用に供されている」を「その他の建築物が存しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改め、「次に掲げる要件のいずれにも

該当する」及び「、当該建築物の床面積の3,000平方メートル以上の部分を専用して」を削り、同項各号を削り、同項を同条第5項とし、同条第9項中「第2条第8号」を「第2条第5号」に改め、同項を同条第6項とする。

第4条の見出し中「指定拠点地区」の右に「及び促進地域」を加え、同条中「含む。」の右に「及び第7条第2項」を加える。

第11条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1項中「第11条の規定により条例第6条の2第1項、第7条第1項又は第8条第1項に規定する」を「第8条第1項の規定による事業税の不均一課税又は条例第9条第1項若しくは第10条の規定による不動産取得税の」に、「指定拠点地区内において行おうとする事業が第2条各項に規定する事業」を「次に掲げる事項を記載した確認申請書を知事に提出し、行う事業が立地促進事業等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 申請者が行う事業の内容及び開始時期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第10条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「受けた者は」の右に「、条例第8条第1項の規定による事業税の不均一課税又は条例第9条第1項若しくは第10条の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとするときは」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の確認申請書は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項の表1の項又は3の項に規定する事業 これらの事業を開始する日
- (2) 条例第8条第1項の表2の項、6の項又は7の項に規定する事業（第7条第2項第1号ア（同条第7項又は第9項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当するものに限る。） 同号アに規定する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日
- (3) 条例第8条第1項の表2の項、6の項又は7の項に規定する事業（第7条第2項第1号イ又はウ（同条第7項又は第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する要件に該当するものに限る。） これらの事業の用に供する資産の取得における契約を締結する日
- (4) 条例第8条第1項の表4の項又は6の項に規定する事業（第7条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する要件に該当するものに限る。） 同条第4項第1号に規定する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日
- (5) 条例第8条第1項の表5の項又は6の項に規定する事業（第7条第5項及び第6項（同条第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する要件に該当するものに限る。） 新本社建築物の建築又は権原の取得に関する契約を締結した日の翌日から起算して14日を経過する日

第10条を第14条とし、同条の前に次の4条を加える。

（不動産取得税の不均一課税の要件）

第10条 条例第10条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 促進地域内事業家屋において立地促進事業を実施すること。
- (2) 前号の立地促進事業を開始する日において促進地域内事業家屋に従業する新規従業員の数が6人以上であること。

（促進地域内事業施設）

第11条 条例第10条に規定する規則で定める施設は、別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設とする。

（促進地域内事業家屋の敷地である土地の範囲）

第12条 条例第10条に規定する家屋（促進地域内事業施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。

（不動産取得税の不均一課税における調整）

第13条 立地促進事業家屋若しくは促進地域内事業家屋（以下「立地促進事業家屋等」という。）又は立地促進事業家屋等の敷地である土地を含む土地（以下「立地促進事業家屋等用土地」という。）を取得した者が、同一の立地促進事業等を行うために当該立地促進事業家屋等又は立地促進事業家屋等用土地を取得した日から平成31年3月31日までの間に、当該立地促進事業家屋等用土地の境界から400メートル以内の土地において立地促進事業家屋等を取得した場合、又は当該土地であって立地促進事業家屋等用土地を取得した場合においては、その前後の取得における立地促進事業家屋等又は立地促進事業家屋等用土地の取得をもって一戸の家

屋又はその敷地である土地を含む土地の取得とみなして、条例第9条第1項又は第10条の規定を適用する。第9条を削る。

第8条の見出し中「家屋」を「立地促進事業家屋」に改め、同条中「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「新規成長事業用施設等」を「立地促進事業施設」に改め、「(前条に規定する土地を除く。)」を削り、同条を第9条とする。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(立地促進事業施設)」に改め、同条中「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「新産業創造事業、特定事業及び産業活力再生事業」を「工場立地事業」に、「別表第1対象事業の欄」を「別表対象事業の欄」に改め、「構造改革特別事業にあつては別表第2対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設とし」及び「(従前工場跡地等内の建築物において事業を実施していた者が当該事業と同一の日本標準産業分類の細分類に属する事業の用に供する施設を除く。)」を削り、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(事業税の不均一課税の対象となる事業等)

第7条 条例第8条第1項の表1の項に規定する規則で定める要件は、国際経済地区における指定拠点地区内に存する建築物の同表1の項に規定する国際経済交流事業の用に供する占有面積が3,000平方メートル以上であることとする。

2 条例第8条第1項の表2の項に規定する規則で定める要件は、同表2の項に規定する工場立地事業の用に供する資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。以下同じ。)を取得するために、第14条第1項の規定による確認申請書を提出した日(以下「確認申請書提出日」という。)以後に2億円(当該工場立地事業を行う法人が、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者(発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者(当該中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。))が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人及び役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項に規定する役員をいう。以下同じ。))の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人を除く。以下「中小企業者」という。)である場合にあっては、1億円)以上の支出をした事業であつて、次のいずれにも該当することとする。

(i) 次のいずれかに該当すること。

ア 工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項(条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の公表の日(以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。)又は平成27年4月1日のいずれか遅い日(以下この号において「基準日」という。)以後に当該指定拠点地区内に存する建築物又は土地に関する権原を取得する契約を締結し、及び当該契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に当該建築物において当該工場立地事業を開始すること、又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物(当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。)において当該工場立地事業を開始すること。

イ 平成27年3月31日以前に県内で事業活動を開始した法人(以下「既存法人」という。)が、基準日以後に工場立地促進地区における指定拠点地区内の既存敷地(既存法人が同月31日以前に権原を取得した土地をいう。以下同じ。)に建築物を新たに建築し、又は増築し、当該建築物において当該工場立地事業を開始すること。

ウ 基準日以後に既存法人が、工場立地促進地区における指定拠点地区内の既存敷地に存する建築物を改築し、又は当該建築物内に当該工場立地事業の用に供する設備(所得税法施行令第6条第3号に規定する機械及び装置をいう。以下同じ。)を新設し、若しくは増設し、かつ、当該建築物において当該工場立地事業(新展開事業(県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業をいい、製造方法又は製造工程を大きく転換した事業その他の新展開事業と同等であると知事が認める事業を含む。以下同じ。))に該当するものに限る。)を開始すること。

(2) 前号アからウまでのいずれかに規定する工場立地事業を行う法人の事業年度終了の日において、同号アからウまでのいずれかに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該工場立地事業に従事する新規従業員(確認申請書提出日以後に新たに従業員(雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であつて、一般被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。))に該当するものに限る。以下同じ。))として雇用された者(県内に住所を有するものに限る。)又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員をいう。以下同じ。)の数が

11人以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該工場立地事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

- (3) 第1号アからウまでのいずれかに規定する工場立地事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあつては、当該工場立地事業を行う法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての事業所に従業する従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

- 3 条例第8条第1項の表3の項に規定する規則で定める要件は、都市再生高度業務地区における指定拠点地区の公表の日以後に当該指定拠点地区内の低未利用地において新築され、又は建替えされた次の各号のいずれにも該当する建築物における同表3の項に規定する高度業務事業の用に供する占有面積が3,000平方メートル以上であることとする。

- (1) 指定容積率が10分の60以上であること。
(2) 指定容積率の10分の9以上の容積率を有すること。

- 4 条例第8条第1項の表4の項に規定する規則で定める要件は、同表4の項に規定する再活性化事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に2億円（当該再活性化事業を行う法人が中小企業者である場合にあつては、1億円）以上を支出した事業であつて、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区の公表の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日以後に当該指定拠点地区内に存する建築物又は土地に関する権原を取得する契約を締結し、及び当該契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に当該建築物において当該再活性化事業を開始すること、又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において当該再活性化事業を開始すること。
(2) 前号に規定する再活性化事業を行う法人の事業年度終了の日において、同号の建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該再活性化事業に従事する新規従業員の数が11人以上であること。

- (3) 第1号に規定する再活性化事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあつては、当該再活性化事業を行う法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての事業所に従業する従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

- 5 条例第8条第1項の表5の項に規定する規則で定める法人は、現に本社機能（当該法人の経営方針における意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等の機能をいう。以下同じ。）の全部又は一部を担う事業所（以下「旧本社事業所」という。）が、三大都市圏（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する既成都市区域（以下この項において「既成都市区域」という。）又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をいう。以下同じ。）又は県内にある法人であつて、次のいずれにも該当するものとする。ただし、県内（既成都市区域を除く。）に旧本社事業所がある法人で、既成都市区域内に新本社事業所（新本社建築物（旧本社事業所の移転又は新增設（以下「移転等」という。）のために建築し、又は権原を取得する県内の建築物をいう。以下同じ。）において本社機能の全部又は一部を担う事業所をいう。以下同じ。）を整備するものについては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる事項を記載した本社機能立地計画（新本社建築物の建築又は権原の取得を行う事業その他旧本社事業所の移転等のために新本社事業所を整備する事業（以下これらの事業を「新本社事業所整備事業」という。）の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受けること。

- ア 新本社事業所整備事業の内容及び実施時期
イ 新本社事業所に従業する従業員の数その他従業員に関する事項
ウ 新本社事業所整備事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

- (2) 前号の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、新本社建築物において、次のアからウまでに掲げる当該新本社建築物が存する区域に応じ、それぞれアからウまでに定める事業を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。

- ア 都市再生高度業務地区における指定拠点地区として指定された区域 立地促進事業又は高度業務事業
イ 工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域 再活性化事業

ウ ア及びイに掲げる区域以外の区域 立地促進事業

- 6 条例第8条第1項の表5の項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。
- (1) 前項に規定する法人の事業年度終了の日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う従業員の数が11人以上であること。
 - (2) 県内（既成都市区域に限る。）に旧本社事業所がある法人が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に旧本社事業所がある法人が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合にあっては、当該法人の事業年度終了の日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が11人以上であること。
- 7 条例第8条第1項の表6の項に規定する事業を開始した場合（促進地域の区域内に旧本社事業所の移転等を行って事業を開始した場合を除く。）における同表6の項に規定する規則で定める要件については、促進地域の区域内の工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域を除く区域内で開始した場合にあっては第2項の規定を、促進地域の区域内の工場跡地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域内で開始した場合にあっては第4項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第2項各号列記以外の部分	2億円	1億円
	1億円	5,000万円
	支出	支出（第1号アに規定する建築物の所有権以外の権原を取得する契約を締結する場合を除く。）
第2項第1号ア	工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項（条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の公表の日（以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。）又は平成27年4月1日のいずれか遅い日（以下この号において「基準日」という。）	当該促進地域の条例第7条第2項の公表の日（以下この号において「公表の日」という。）
	当該指定拠点地区内	当該促進地域内
第2項第1号イ及びウ	基準日	公表の日
	工場立地促進地区における指定拠点地区内	促進地域内
第2項第2号及び第3号並びに第4項第2号及び第3号	11人	6人
第4項各号列記以外の部分	2億円	1億円
	1億円	5,000万円
第4項第1号	平成27年4月1日	当該促進地域の条例第7条第2項の規定による公表の日
	当該指定拠点地区内	当該促進地域内

- 8 条例第8条第1項の表6の項に規定する事業を開始した場合（旧本社事業所が三大都市圏又は県内にある法人が促進地域の区域内に当該旧本社事業所の移転等を行って事業を開始した場合に限る。）における同表6の項に規定する規則で定める要件については、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、次

の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5項第1号	知事の認定を受けること	知事の認定を当該促進地域の条例第7条第2項の公表の日以後に受けること
第6項第1号及び第2号	11人	6人

9 条例第8条第1項の表7の項に規定する規則で定める要件については、第2項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第2項各号列記以外の部分	支出	支出（第1号アに規定する建築物の所有権以外の権原を取得する契約を締結する場合を除く。）
第2項第1号ア	工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項（条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の公表の日（以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。）又は平成27年4月1日のいずれか遅い日（以下この号において「基準日」という。）	平成27年4月1日
	当該指定拠点地区内	県内
第2項第1号イ及びウ	基準日	平成27年4月1日
	工場立地促進地区における指定拠点地区内	県内

第5条の2第1項中「第6条の2第1項」を「第8条第1項」に、「所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入額」を「付加価値額、資本金等の額若しくは所得金額又は収入額」に、「当該法人が行う高度業務事業に従事する従業者の数」を「条例第8条第1項の表の左欄に掲げる事業を行う事業所において当該事業に従事する従業者の数から、次条第2項に規定する確認申請書提出日において当該事業を行う事業所（当該事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該統廃合に係る全ての事業所）に従業していた者であって、当該事業所において当該事業に従事する従業者の数を減じて得た数」に、「又は事務所の」を「に従業する」に改め、同条第2項中「の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで及び第10項に規定する事業税の分割基準の例による」を「は、同項の事業を行う法人の事業年度終了の日現在における数とする」に改め、同条を第6条とし、本則に次の1条を加える。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第6条の2から第9条まで」を「第8条から第11条まで」に、「第11条」を「第15条」に改める。

別表第1中「第6条、第7条」を「第8条、第11条」に改め、同表2の款7の項中「機能性食品」の右に、「高齢者向け食品、核家族に対応した小容量の食品」を加え、同表3の款1の項中「公害防止施設」を「公害防止装置」に改め、同表7の款2の項中「第2条第3号イ」を「第2条第2号イ」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 外国企業等が行う事業のうち、当該商品又はサービスが県	外国企業等が商品の販売を行う事業のうち、高度な技術、新たな仕組み又	事務所及びその附属施設（当該事務所において直接一般
------------------------------	-----------------------------------	---------------------------

内産業の活性化に寄与するもの (1の項及び2の項に掲げるものを除く。)	は手法等を用いて、県内企業の生産技術及び生産性の向上等を促進するものであって、県内産業の活性化に寄与するもの	消費者に対し、商品の販売を行う場合は、その部分を除く。)
	外国企業等がサービスの提供を行う事業のうち、新たな技術的知識又は情報により、県内企業の経営能率の向上等を促進するものであって、県内産業の活性化に寄与するもの	事務所及びその附帯施設(当該事務所において直接一般消費者に対し、サービスの提供を行う場合は、その部分を除く。)

別表第1の7の款4の項を削り、同表8の款を次のように改める。

8 農林水産業 に関連する分野	1 農業に関する事業	施設内において植物の生育環境を制御して、1年を通じて計画的に植物の生産を行う事業(以下「植物工場事業」という。)	生産施設、試験研究施設及びこれらの附帯施設
		耕種農業及び畜産農業に属する事業のうち、収益力強化及び合理化のために必要な施設を整備し、及び運営を行うもの(植物工場事業を除く。)	生産施設(園芸施設、家畜飼養施設等)、農機具収納施設及びこれらの附帯施設
	2 県産農林水産物の加工等に関する事業	県内農林水産業者と連携して、又は自ら県内農林水産物の生産、加工及び販売を総合的かつ一体的に行う事業のうち、農林水産物の価値を高め、又は新たな価値を生み出すもの	加工施設、販売施設、地域食材供給施設、展示施設及びこれらの附帯施設
	3 農林水産業の体験に関する事業	農林水産業を営む者又は当該者が組織する団体が行う宿泊業のうち、農林水産業体験を提供する事業	農林水産業体験施設、農機具収納施設、休憩施設、宿泊施設、調理施設、加工施設及びこれらの附帯施設

別表第1に次のように加える。

9 その他の分野	1の款から8の款までに掲げる事業に準ずるものであって、高度な技術を活用するものとして知事が特に必要と認める事業	知事が特に必要と認める事業	知事が必要と認める施設
----------	---	---------------	-------------

別表第2を削り、別表第1を別表とする。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第14条関係）

法人事業税不均一課税申請書



年 月 日

兵庫県 県民局長 様

申請者 所在地 _____
 法人名 _____
 代表者 _____
 の氏名 _____ 印
 電 話 () _____ 番

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第12条の規定により、次のとおり法人事業税の不均一課税を申請します。

事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
立地促進事業等の用に供する建築物の所在地		
不均一課税の適用を受けようとする事業 (該当するものの番号を○で囲んでください。)	事業の名称	割合(7)
	1 国際経済交流事業	3分の1
	2 工場立地事業	3分の1
	3 高度業務事業	3分の1
	4 再活性化事業	3分の1
	5 立地促進事業等（本社機能を担う事業所の移転又は新增設の場合）	3分の1
	6 立地促進事業等（促進地域の場合）	2分の1
	7 立地促進事業等（1から6まで以外）	4分の1
従業者の数の比率 ((イ)-(ウ))/(オ) 又は ((イ)-(エ))/(ウ) (カ)	立地促進事業等を行う事業所において当該事業に従事する従業者の数	人(イ)
	認定申請書提出日において立地促進事業等を行う事業所に従業していた者であつて、当該事業所において当該事業に従事する従業者の数	人(ウ)
	認定申請書提出日において統廃合に係る全ての事業所に従業していた者であつて、立地促進事業等を行う事業所において当該事業に従事する従業者の数	人(エ)
	県内に有する事業所に従業する従業者の数	人(カ)

区分	申告分			不均一課税分		
	課税標準額 (a)	税率 (b)	税額 (c)	当該事業に係る課税標準額 ((a)×(b)) (d) (円未満切捨て)	申告税額から控除すべき額 ((d)×(b)×(7)) (e) (100円未満切上げ)	不均一課税適用後税額 ((c)-(e))
所得割	年 万円以下の金額	円	円	円	円	円
	年 万円を超え 年 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額					
	計					
付加価値割	付加価値額					
資本割	資本金等の額					
収入割	収入金額					
合計事業税額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
申告又は申請により納付すべき事業税額						

様式第2号中「第10条」を「第14条」に、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例第11条」を「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第12条」に、「新規成長事業等」を「立地促進事業等」に、「新規成長事業用施設等又は国際経済交流事業用施設」を「立地促進事業施設又は促進地域内事業施設」に、「新産業創造事業、国際経済交流事業、特定事業、産業活力再生事業、構造改革特別事業又は再活性化事業」を「立地促進事業等」に、「新規成長事業用施設等の」を「立地促進事業施設又は促進地域内事業施設の」に、「新規成長事業用施設等又は国際経済交流事業施設」を「立地促進事業施設又は促進地域内事業施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第17号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)第7条から第10条までの規定の適用については、この規則による改正前の産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に改正後の規則第7条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する新本社建築物の建築若しくは権原の取得に関する契約又は改正後の規則第14条第2項第3号に掲げる事業の用に供する資産の取得における契約を締結した法人について適用する。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

県民局	財務課長(但馬県民局にあつては、財務第1課長及び財務第2課長)
県民センター	財務課長

を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第8号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第12の6級の項を次のように改める。

6 級	(1) 本庁の班長又は主幹の職務 (2) 地方機関の課長又は班長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職務
-----	--

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 知事公室長 (5) 政策創生部長 (6) 環境部長 (7) まちづくり部長 (8) 副防災監 (9) 局長（行政職10級の者に限る。） (10) 参事（行政職特10級及び10級の者に限る。） (11) 福祉監	1 種
		(1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 女性生活局長 (4) ビジョン局長 (5) 地域創生局長 (6) 県民生活局長 (7) 科学情報局長 (8) 政策調整局長 (9) 県土安全参事 (10) 住宅参事 (11) 観光監 (12) 工事検査室長	2 種
		(1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 課長 (3) 職員相談員	3 種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4 種

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企画官 (2) 副課長 (3) 班長（行政職7級の者に限る。） (4) 研究参事 	5種
	水産課はやたか船長	7種
地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館長 (3) 県民局長及び県民センター長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 県立健康生活科学研究所長 (7) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (8) 県立総合衛生学院長 (9) 県立工業技術センター所長 (10) 県立ものづくり大学校長 (11) 県立農林水産技術総合センター所長 (12) 県立淡路景観園芸学校校長 (13) 森林動物研究センター所長 	1種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長並びに県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級の者に限る。） (2) 但馬長寿の郷長 (3) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (4) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (6) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (9) 県立工業技術センター次長 (10) 県立農林水産技術総合センター次長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者及び事務所の室長を除く。）、参事（行政職9級の者及び事務所の参事を除く。）及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長 (3) 県立男女共同参画センター所長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職8級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (16) 自治研修所次長 (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4 	3種

	<p>級及び3級の者に限る。)</p> <p>(18) 広域防災センター長並びに広域防災センターの次長及び消防学校長</p> <p>(19) 県立健康生活科学研究所のセンター長</p> <p>(20) 保健所長</p> <p>(21) こども家庭センター所長 (行政職10級及び9級の者を除く。)</p> <p>(22) 女性家庭センター所長</p> <p>(23) 県立明石学園長</p> <p>(24) 県立総合衛生学院副学院長</p> <p>(25) 食肉衛生検査センター所長</p> <p>(26) 動物愛護センター所長</p> <p>(27) 県立身体障害者更生相談所長</p> <p>(28) 精神保健福祉センター所長及び次長</p> <p>(29) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長</p> <p>(30) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長</p> <p>(31) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長</p> <p>(32) 県立神戸高等技術専門学院長</p> <p>(33) 県立障害者高等技術専門学院長</p> <p>(34) 兵庫障害者職業能力開発校長</p> <p>(35) 旅券事務所長</p> <p>(36) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長</p> <p>(37) 家畜保健衛生所長</p> <p>(38) 六甲治山事務所長</p> <p>(39) 森林動物研究センター次長</p> <p>(40) 県立淡路景観園芸学校副校長</p>	
	<p>(1) 兵庫県民総合相談センター次長</p> <p>(2) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長</p> <p>(3) 農業改良普及センター所長 (行政職8級の者を除く。)</p> <p>(4) 健康福祉事務所の福祉室長</p> <p>(5) 土地改良センター所長 (行政職8級の者を除く。)</p> <p>(6) 土木事務所の室長</p> <p>(7) 参事 (県民局及び県民センターの参事 (事務所の参事を除く。) を除く。)</p> <p>(8) 東京事務所次長 (総括次長を除く。)</p> <p>(9) 広域防災センターの部長</p> <p>(10) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長</p> <p>(11) 県立総合衛生学院事務部長</p> <p>(12) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長 (行政職8級の者に限る。)</p> <p>(13) 県立知的障害者更生相談所長</p> <p>(14) 県立工業技術センター総務部長</p> <p>(15) 県立ものづくり大学校企画部長</p> <p>(16) 県立農林水産技術総合センター総務部長</p> <p>(17) 森林動物研究センターの部長</p> <p>(18) 県立淡路景観園芸学校総務部長</p>	4種
	<p>(1) 副所長</p> <p>(2) 室長補佐及び所長補佐</p> <p>(3) 職員健康管理センター職員診療所長 (医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。)</p>	5種

	(4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長 (7) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学校の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (12) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林動物研究センター業務部副部長 (18) 県立淡路景観園芸学校総務部次長	
	(1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹	6種
	(1) 兵庫県立大学附属高等学校の事務長 (2) 兵庫県立大学附属中学校の事務長 (3) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種

別表第1 教育委員会事務局の款を次のように改める。

教育 委員 会事 務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。）	4種
		(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。）	5種
	地方 機関	(1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立人と自然の博物館長 (5) 県立考古博物館長	1種
		(1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研修所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長	2種

	(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館の副館長（行政職9級の者に限る。）及び次長 (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級の者及び研究職5級の者に限る。） (6) 県立考古博物館副館長	3種
	(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職8級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長 (6) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の部長	4種
	(1) 教育事務所長の副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐 (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職7級の者に限る。）及び所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

別表第1労働委員会事務局の款を次のように改める。

労働委員会 事務局	事務局長	1種
	次長	2種
	課長	3種
	副課長	5種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「部長」を「部長 副防災監」に、「室長」を「室長 企画官」に改め、同項第2号中「及び産業労働部政策労働局産業政策課の各総務調整班長」を「の総務調整班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長」に改め、同款県民局の項中「県民局」を「県民局・県民センター」に、「県民センター長」を「センター長」に改め、「総務室長」を削り、「総務課長 総務防災課長」を「総務防災課長 班長（人事労務を担当するものに限る。）」に改め、同款広域防災センターの項第1号中「部長」を「部長 次長 所長補佐」に改め、同表教育委員会の款事務局の項本庁の目中「教育長」を削り、同項教育事務所の目中「教育振興室長」及び「教職員課長」を削り、「主任管理主事」を「主任管理主事 班長（人事労務を担当するものに限る。）」に改め、同款県立教育研修所の項中「参事（教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」を削り、同款県立美術館の項中「副館長」を「副館長 次長」に改め、同表人事

委員会事務局の款中「次長 課長 参事」を「課長」に改め、同表労働委員会事務局の款第1号中「局長」を「局長 次長」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第4条 職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表第1の6級の項を次のように改める。

6 級	(1) 本庁の班長又は主幹の職 (2) 地方機関の課長又は班長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職
-----	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長(以下「旧教育長」という。)が在職する場合においては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が終了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)までの間は、第3条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表教育委員会の款事務局の項本庁の目の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の管理職員等の範囲を定める規則別表教育委員会の款事務局の項本庁の目の規定は、なおその効力を有する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条の2関係)

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10 級
知事の内部部局	職員	職員	主任 職員	機関長 主査	班長 船長 主幹 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 統計専門 員 職員健康 管理専門 員 企画専門 員 保健指導 専門員 計量専門	室長 企画官 副課長 班長 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 保健指導 専門員 主任渉外 専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 子ども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員健康 相談員	局長 出納局長 工事検査 室長 女性生活 局長 ビジョン 局長 地域創生 局長 県民生活 局長 科学情報 局長 政策調整 局長 参事 県土安全 参事 住宅参事	部長 知事室 長 政策創生 部長 環境部長 まちづく り部長 副防災監 局長 参事 福祉監	理事 会計管理 者

					員 渉外専門 員 検査専門 員 換地専門 員 農地管理 専門員 環境創造 型農業專 門員 森づくり 専門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 技術専門 員 会計審査 ・指導專 門員 工事検査 専門員 青少年指 導専門員 児童指導 専門員 文化専門 員 専門技術 員 機関長	主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境 創造型農 業専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任児童 指導専門 員 主任文化 専門員 主任専門 技術員 船長	職員相談 員 主任技術 専門員	観光監			
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長		所長		
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副館長	館長		
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県民局又は県民センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 参事	局長 県民セン ター長 参事		
室	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 地域再生 専門官 青少年指 導官 生活科学 専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任青少 年指導官 主任生活 科学専門 員	室長 次長 参事	室長			
消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	室長補佐 主任生活 科学専門 員	消費生活 センター 長				
消費生活創造センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	室長補佐 主任生活 科学専門 員	消費生活 創造セン ター長				
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査	副所長 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税	所長 参事	所長			

					専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	調査専門 員 主任軽油 調査専門 員				
健康福祉事務 所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	副所長 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員	所長 参事 福祉室長			
但馬長寿の郷	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿 の郷長		
農林（水産）振 興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 所長補佐 森林林業 専門員 技術専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
農業改良普 及センター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
但馬水産事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 水産業専 門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土地改良事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 土地改良 施設専門 員 土地改良 管理専門 員 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
六甲治山事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土木事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐	所長 室長 参事	所長		
尼崎港管理	職員	職員	主任	課長補佐	課長	副所長	所長			

	事務所		職員	主査	課長補佐	所長補佐	室長				
	姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐	所長			
	東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐	次長	参事	所長	
	自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐		次長	所長	
	職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	所長補佐		所長		
	職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長副館長職員福利センター所長課長補佐					
	兵庫県立大学附属高等学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	事務長課長補佐	事務長	事務長			
	兵庫県立大学附属中学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	事務長課長補佐	事務長	事務長			
	広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長防災教育専門員消防教育専門員課長補佐	消防学校副校長主幹主任消防教育専門員所長補佐	部長	センター長消防学校長次長		
	県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	所長補佐	部長	副研究所長		
	健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	所長補佐	副センター長部長	センター長		
	生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長生活科学専門員課長補佐	所長補佐主任生活科学専門員	副センター長部長	センター長		
	保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長室長課長補佐健康管理専門員栄養指導専門員地域保健専門員食品安全専門官	副所長所長補佐主任健康管理専門員主任栄養指導専門員主任地域保健専門員主任食品安全専門官				
	こども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長児童福祉専門員課長補佐	副所長所長補佐	所長参事	所長	所長	
	女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐		所長		
	県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副園長所長補佐	園長			
	県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	教務主任課長補佐	部次長所長補佐	部長	副学院長	学院長	
	食肉衛生検査セン	職員	職員	主任	課長補佐	課長	食肉衛生	食肉衛生	所長		

ター			職員	主査	課長補佐	検査所長 副所長 所長補佐	検査所長				
動物愛護センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 所長補佐	所長				
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主任調整 専門員 課長補佐	所長				
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 課長補佐	所長				
精神保健福祉センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐 主幹	主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長			
県立工業技術センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	次長			
県立ものづくり大 学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	部次長 副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 姫路職業 能力開発 校長		校長		
県立但馬技術大学 校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 豊岡職業 能力開発 校長	校長 副大学校 長			
県立神戸高等技術 専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				
兵庫障害者職業能 力開発校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	校長				
旅券事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県立農林水産技術 総合センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 専門技術 員 農業教育 専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門 技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長		
農業大 学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農業 教育専門 員	校長				

農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐 森林動物専門員	副部長 所長補佐 主任森林動物専門員	部長	次長	所長	
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 景観園芸専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹 政務調査員 記録専門員	副課長 班長	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長 参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		班長	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 班長	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門員	室長 副課長 班長 主任管理主事 主任技術専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		

教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 班長 管理主事 課長補佐	副所長 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事	所長		
県立特別支援教育 センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学 校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこ の郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 班長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博 物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの 郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	館長補佐 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高 等学校、中等教育 学校又は特別支援 学校（兵庫県立大 学附属高等学校又 は兵庫県立大学附 属中学校を除く。）	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査	課長 係長	主幹				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			

備考

- 1 知事の内部部局の参事については、当分の間、特10級とすることができる。
- 2 会計管理者、兵庫陶芸美術館の副館長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 3 県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 4 県立ものづくり大学の副校長及び旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の主幹については、当分の間、7級とすることができる。
- 6 知事の内部部局に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 7 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第2 県立農林水産技術総合センターの款農業技術センターの項4級の欄中 「部長
部次長」 を「部長」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。